

道路占用許可 物件ごとの基準について

1 道路法各号に掲げる基準について

(1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物

[電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物]

①電柱および電話柱

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。 2 広告物の添架（塗布を含む）は認めないこと。 3 支線または支柱を設置する場合は、安全標示施設を取り付けること。 4 地面に接する支線には、危険防止のため黄色の縞状のガードを取り付けること。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の区域内の地面に接する部分は、①または②に該当する位置にあること。（施行令第11条イ） <ol style="list-style-type: none"> ①法敷（法面のない道路にあっては、路端に近接する部分） ②歩道内の車道に近接する部分 2 同一の線路に係る電柱を道路（道路の交差し、接続し、または屈曲する部分を除く）に設ける場合においては、道路の同じ側であること。（施行令第11条ロ） 3 歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が8m以上であること。（施行令第11条ハ） 4 電線類は原則として地中化すること。 5 電柱の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに、道路に平行して設けること。（施行令第12条第1号ロ） 6 側溝に建柱する場合は、その断面を侵さないよう、側壁に割り込んで設けること。
占用期間	10年（施行令第9条）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定される「特定道路」における占用については、平成18年12月20日付け国道利第39号国土交通省道路局路政課長通知参照のこと。 2 道路占用許可を受けている電柱または電話柱を支持する支線または支柱は占用料免除の対象となるものの、道路区域外に設置された電柱または電話柱を支持する支線または支柱が道路区域に設置される場合、支線または支柱は「その他の柱類」の単価を適用し、占用料を徴収すること。

②公安委員会の設ける柱類：信号機柱等（その他柱類）

許可の基準	<p>1 基本的には①電柱・電話柱類に準ずる</p> <p>2 公安委員会の設ける信号機柱については占用協議で処理をする</p>
占用の場所	<p>1 道路の区域内の地面に接する部分は、①または②に該当する位置にあること。（施行令第11条イ）</p> <p>①法敷（法面のない道路にあつては、路端に近接する部分）</p> <p>②歩道内の車道に近接する部分</p> <p>※上記によることが困難または不相当と認められる場合においては、道路管理者が道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場所とすること。</p> <p>2 歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が8 m以上であること。（施行令第11条ハ）</p> <p>3 電柱の脚ていは、路面から 1.8m以上の高さに、道路に平行して設けること。（施行令第12条第1号ロ）</p> <p>4 信号機の路面高 信号機下縁の路面からの高さは4.7m以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。（施行令第10条第1号ロ）</p>
占用期間	10年
その他	<p>1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定される「特定道路」における占用については、平成18年12月20日付け国道利第39号国土交通省道路局路政課長通知参照のこと。</p>

③カーブミラー

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路管理上、必要なものについては、原則として道路管理者が道路付属物として設置すること。 2 不特定多数の車両が出入りし、通行者の安全を図るため必要と認められるものに限り占用を認めることができる。 3 広告物の添架（塗布を含む。）は認めないこと。 4 地方公共団体等の的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。（自治会等は原則認めない） 5 構造は「道路反射鏡設置指針」に従うこと。 6 支柱には、最小限度の大きさとで占有者の名を表示すること。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の区域内の地面に接する部分は、①または②に該当する位置にあること。（施行令第10条第1号イ） <ol style="list-style-type: none"> ①法敷（法面のない道路にあつては、路端に近接する部分） ②歩道内の車道に近接する部分 2 信号機、道路標識、区画線及び道路標示の効用を妨げない場所にする
占用期間	5年
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造とする

例1：市町道との交差の場合

→市町からの協議により設置、もしくは、県の道路管理上必要であれば県が設置する。

例2：私道との交差の場合

→「許可の基準4」により原則認めない。県の道路管理上必要であれば県が設置する。

④電線（地上電線・地上電話線・地上通信ケーブル）

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。 2 電線の最下部と路面との距離が5 m（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては4.5m、歩道上にあつては2.5 m）以上であること。（施行令第11条の2第1項第1号イ） 3 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。（施行令第11条の2第1項第1号ロ） 4 橋または高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側または床版の下であること。（施行令第11条の2第1項第3号）
占用期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業法の適用を受けるもの及び認定電気通信事業者がその事業の用に供するものは10年 2 その他のものは5年
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として極力地中化すること。 2 地上に設置する場合は、既設の電柱または電話柱に設置すること。

※技術上やむを得ない…トンネル、橋梁、高架等が物理的な障害となり架設できない場合

⑤有線音楽放送線

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないときまたは公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。（施行令第11条の2第1項第1号ロ） 2 増幅器、メッセージャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置または取付けの位置は、電柱及び電線の支持力、重量、大きさ等を勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。 3 電柱等に架設し得る場合にあっては当該電柱等に架設し、電線類が地中化されている地域においては、地下に埋設すること。 4 所有者を明確にするため、電線等には所有者の明示を行うこと。 5 原則として電線を架設するため道路上に新規に独自の電柱を設置しないこと。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電線の最下部と路面との距離が5m（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあっては4.5m、歩道上にあっては2.5m）以上であること。（施行令第11条の2第1項第1号イ）
占用期間	5年
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請の際には、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。

⑥有線テレビジョン放送線

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 ⑤の許可基準に準じて取り扱うこと。 2 電線を架設するために道路上に新規に独自の電柱を設置しないこと。ただし、当該既存の電柱の構造、既設電線の架設の状況から共架が困難な場合において、既設の電柱を建替える等の措置が講じられないことに合理的な理由があるときは、この限りではない。
その他基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 電線、増幅器等の設置位置または取付け方法等に起因する電柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造、交通または景観に支障を及ぼさないものとする。
占用期間	5年
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性等にかんがみ、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときに、原則として占用許可を与えること。（橋梁、横断歩道橋の添架を含む。） 2 申請の際には、添架する柱類の所有者との添架契約書等の写しを添付すること。 3 一般的な条件の他に以下の条件を付すこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①架空線による設置施設は、将来、当該架空線が添架されている電柱の所有者に係る電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。 ②電線等には所有者の明示を行うこと。

⑦郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話所

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認める。 2 公衆電話所の出入口または扉は、道路交通に支障となるおそれのない位置に設けること。 3 構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の区域内の地面に接する部分は、①または②に該当する位置にあること。（施行令第10条第1号イ） <ol style="list-style-type: none"> ①法敷（法面のない道路にあっては、路端に近接する部分） ②歩道内の車道に近接する部分 2 道路が交差し、接続し、または屈曲する部分以外の道路の部分であること。（施行令第10条第1号ハ）
占用期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 公衆電話所 10年（電気事業法の適用を受けるもの及び認定電気通信事業者がその事業の用に供するもの） 2 郵便差出箱 5年

⑧公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認める。 2 1箇所の公衆電話ボックス内に1台のみとすること。 3 カード自動販売機の大きさは、現行機種の種類（高さ1.42m、奥行0.25m、幅0.25m、又は、高さ0.45m、奥行0.30m、幅0.35m）以下とすること。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の区域内の地面に接する部分は、①または②に該当する位置にあること。（施行令第10条第1号イ） <ol style="list-style-type: none"> ①法敷（法面のない道路にあつては、路端に近接する部分） ②歩道内の車道に近接する部分 2 道路が交差し、接続し、または屈曲する部分以外の道路の部分であること。（施行令第10条第1号ハ） 3 公衆電話ボックス周辺において、カード自動販売機の設置場所を確保する余地がない場合であること。 4 公衆電話ボックス内の設置場所は電話の使用に際して最も支障の少ない場所とすること。
占用期間	10年
条件	<p>占用許可にあたっては、一般的な条件の他に下記の条件を付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)カード自動販売機には、広告物の掲出等は一切行わないこと。 (2)販売するカードは、西日本電信電話株式会社発行の一般カードとすること。 (3)監督処分により公衆電話ボックスの撤去等が必要とされる事態が生じたときは、公衆電話ボックス内に設置されている処分対象外のカード自動販売機についても同時に撤去されることについて承諾すること。

その他	<ol style="list-style-type: none">1 占有者は、公衆電話ボックスの設置者である西日本電信電話株式会社に限る。2 占有料の額については、滋賀県道路占有料徴収条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「その他のもの」の項中「占有面積1㎡につき1年」の項を適用し、カード自動販売機の面積により計算するものとする。3 カード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化が生じないこと。4 使用済みカード入れ等の公衆電話ボックス内の設置については、電話ボックスの機能を補完する備品であるとともに、電話ボックスの外形寸法に大幅な変更を生じないことから新たな占有物件として扱う必要はない。
-----	--

⑨ベンチ

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものに限り許可することができる。 2 ベンチは、原則として固定式とするなど容易に移動できないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。 3 構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の法敷。 2 ベンチ設置後、歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。）の幅員から有効幅員が原則として2 m以上（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路にあつては、3 m以上）確保できる歩道。 3 道の駅、自動車駐車場等に設置する場合には、自動車の駐車のために供されていない場所。 4 その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所
占用期間	5年
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 ベンチ設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、固定式で、歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、管理が万全に行われるものに限り許可することができる。 2 ベンチの管理については、管理規定等を徴しその管理に万全を期するよう指導すること。

⑩上屋

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者が設けるものにより許可することができる。 2 歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。 3 構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の法敷。 2 歩道の有効幅員が原則として2 m以上（自転車歩行者道にあつては3以上、自転車歩行者専用道路にあつては、4 m以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5m以上（自転車歩行者道にあつては、4 m以上）確保できる歩道。 3 道の駅、自動車駐車場等に設置する場合には、自動車の駐車のために供されていない場所。 4 設置する上屋が壁面を有する場合、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所 5 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者への上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所 6 その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。
その他基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 上屋の幅は、原則として2 m以下とすること。ただし、幅員が5 m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りではない。 2 上屋の高さは、2.5m以上とすること。 3 設置する上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> ①壁面の幅および高さは、上屋の幅および高さを超えないものであること。 ②壁面の面数は、三面以内であること。 ③壁面の材質は、透明なものであること。 ④上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。 4 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。 5 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は装飾をしないこと。
占用期間	5年

条件	一般的な条件のほか、占用物件を常時良好に維持管理すべき旨の条件を付すこと。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="370 324 1428 504">1 上屋設置に付随するゴミ箱は原則として認めない。ただし、固定式で、歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、管理が万全に行われるものに限って認めるものとする。 <li data-bbox="370 504 1428 739">2 上屋の管理については、管理規定等を徴しその管理に万全を期するよう指導すること。特に、上屋が壁面を有する構造である場合には、壁面へのはり紙および落書き、路面の塵芥の除去等について、道路の美観を確保する観点から、管理規定等の内容が充分であることを確認すること。 <li data-bbox="370 739 1428 929">3 ベンチ、ゴミ箱等が、上屋の目的に付随する物件と認められ、かつ、その構造が上屋と構造上一体不可分であって一般的な方法では分離できない構造であると認められる場合には、これらを上屋と併せて一の占用物件として取り扱うことができる。 <li data-bbox="370 929 1428 1019">4 既設の占用物件である上屋に壁面を設置する場合には、道路法第32条第3項の規定により取り扱うこと。

⑪ P H S 無線基地局

許可の基準	1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。
占用の場所	1 既設の電柱、電話柱、電話ボックス等の工作物への添加（二次占用）に限る。 2 複数の事業者の基地局を同一の電柱等へ添架する場合は、1つの箱に収容するなどの共用基地局を原則とするが、やむを得ず共用基地局とならない場合は、1柱につき1基地局とする。
その他基準	1 P H S 無線基地局の大きさは、概ね幅0.40m、高さ0.25m、奥行き0.16m、重量10kg以下であること。（アンテナ部分を除く。） 2 基地局の外形寸法は、概ね、現在の規格の大きさ以下とすること。 3 広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。 4 色彩は、周囲の環境と調和するものであること。 5 基地局の取付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添架される工作物の倒壊等の虞れが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。
占用期間	5年
条件	<p>占用許可にあたっては、一般的な条件の他に以下の条件を付するものとする。</p> <p>「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため基地局が添加されている工作物につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、P H S の事業者が自らの費用負担により基地局を改築、移転、除却その他必要な措置をとらなければならない。」</p>
その他	<p>1 占用料の額については、滋賀県道路占用料徴収条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項を適用し、「滋賀県道路占用料徴収条例の占用料の減免について」の規定に基づき減額する。</p> <p>2 基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線については、基地局の一部であるため占用料は徴収しない。</p>

⑫ 携帯電話無線基地局

許可の基準	⑪と同様とする
占用の場所	⑪と同様とする。
その他基準	⑪ 3～5と同様とする。
占有期間	5年
条件	<p>占有許可にあたっては、一般的な条件の他に以下の条件を付するものとする。</p> <p>「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため基地局が添加されている工作物につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、携帯電話の事業者が自らの費用負担により基地局を改築、移転、除却その他必要な措置をとらなければならない。」</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 占有申請については、無線基地局とアンテナ設備を別々に受けることとする。 2 占有料は、無線基地局とアンテナ設備各々について、滋賀県道路占有料条徴収条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所」の項を適用し、「滋賀県道路占有料徴収条例の占有料の減免について」の規定に基づき減額する。

⑬無線LAN基地局

許可の基準	⑪と同様とする
占用の場所	⑪と同様とする。
その他基準	<p>1 無線LAN基地局の大きさは、概ね幅0.70m、高さ0.16m、奥行き0.20m、重量10kg以下であること。（アンテナ部分を除く。）</p> <p>2 ⑪3～5と同様とする。</p>
占有期間	5年
条件	<p>占有許可にあたっては、一般的な条件の他に以下の条件を付するものとする。</p> <p>「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため基地局が添加されている工作物につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、無線LANの基地局の事業者が自らの費用負担により基地局を改築、移転、除却その他必要な措置をとらなければならない。」</p>
その他	<p>1 占有料は、滋賀県道路占有料条徴収条例別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の欄の「変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所」の項を適用し、その額の60%を減額する。</p> <p>2 基地局に附帯するアンテナ、配管や配線および取付具については、基地局の一部であるため占有料は徴収しない。</p>

(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件

①水管（水道管、工業用水道管）

許可の基準	<ol style="list-style-type: none">1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。2 歩車道の区別がある道路にあつては、原則として車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りではない。（施行令第11条の3第1項第2号イ）
占用の場所	<ol style="list-style-type: none">1 歩車道の区別のない道路にあつては、極力路端寄りとすること。2 舗装道路の占用許可は、道路舗装工事完了後、原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する。3 水管の頂部と路面との距離は1.2m以上とする（施行令第11条の3第1項第2号ロ）。ただし、浅埋設通知適用の場合は、頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以下にしないこと。4 橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none">1 水管の材質は、原則として鋼管、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管及びポリエチレン管に限る。2 マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。3 占用させる場合は路面をしばしば掘削することのないよう調整し、他の占用物件と錯そうする恐れのないものであること。（施行令第10条第1項第2号イ）4 道路占用工事等調整会において、調整を図っている物件であること。
占用期間	10年

その他	<p>ポリエチレン管を使用する場合で、浅埋設通知が適用できないときは、上記の基準にかかわらず、下記によること。</p> <p>(1)使用するポリエチレン管は、日本工業規格（JIS）又は日本水道協会規格に合格したものであること。</p> <p>(2)占用場所は、車道（中央帯を含む。）以外の部分とすること。</p> <p>(3)管の頂部と路面との距離は 1.2m以上とすること。</p> <p>(4)やむを得ず車道に埋設する場合の土被りは以下の通りとする。</p> <p>①車道縦断 埋設の深さは、1.5m以上確保するものとする。</p> <p>②車道横断 埋設の深さは、2.0m以上確保するものとする。</p> <p><u>※ただし、各戸引き込み管の深さは1.5m以上確保するものとする。</u></p>
-----	--

②下水道管

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。 2 歩車道の区別がある道路にあつては、原則として車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りではない。（施行令第11条の3第1項第2号イ）
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩車道の区別のない道路にあつては、極力路端寄りとすること。 2 舗装道路の占用許可は、道路舗装工事完了後、原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する。 3 下水道管の本線の頂部と路面との距離は、本線の場合3m（やむを得ない場合は1m）を超えていること（施行令第11条の4第1号）。ただし、浅埋設通知適用の場合は、頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が1mに満たない場合には、1m）以下にしないこと。 なお、下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以下にしないこと。 4 橋または高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道管の材質は、原則としてヒューム管、鋼管、ダクタイル鑄鉄管、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管に限る。 2 マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。 3 占用させる場合は路面をしばしば掘削することのないよう調整し、他の占用物件と錯そうする恐れのないものであること。（施行令第10条第1項第2号イ） 4 道路占用工事等調整会において、調整を図っている物件であること
占用期間	10年
その他	<p>下水道用ポリエチレン管を使用する場合で、浅埋設通知が適用できないときは、上記の基準にかかわらず、下記によること。</p> <p>（1）埋設許可にあつては、下水道用ポリエチレン管・継手協会規格に合格したものとする。</p>

(2) 占用場所は、車道（中央帯を含む。）以外の部分とすること。ただし、車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない場合は車道に埋設できる。

(3) 埋設の深さは1.2m以上とすること。

(4) やむを得ず車道に埋設する場合は、次のとおりとする。

ア/車道部に埋設する場合

縦断 1.5m以上

横断 2.0m以上

イ/各戸引き込み管の埋設の深さは、1.5m以上とすること。

③ ガス管

許可の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。 2 歩車道の区別がある道路にあつては、原則として車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りではない。（施行令第11条の3第1項第2号イ）
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩車道の区別のない道路にあつては、極力路端寄りとすること。 2 舗装道路の占用許可は、道路舗装工事完了後、原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する。 3 ガス管の頂部と路面との距離は1.2m以上とする（施行令第11条の3第1項第2号ロ）。ただし、浅埋設通知適用の場合は、頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以下にしないこと。 4 橋または高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス管の材質は、原則として鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管に限る。 2 マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。 3 占用させる場合は路面をしばしば掘削することのないよう調整し、他の占用物件と錯そうする恐れのないものであること。 4 道路占用工事等調整会において調整を図っている物件であること。
占用期間	10年

その他	<p>1 ポリエチレン管を使用する場合で、浅埋設通知が適用できないときは、上記の基準にかかわらず、下記によること。</p> <p>(1)使用するポリエチレン管は、日本工業規格（J I S）又は日本ガス協会規格に合格したものであること。</p> <p>(2)占用場所は、車道（中央帯を含む。）以外の部分とすること。</p> <p>(3)管の頂部と路面との距離は 1.2m以上とすること。</p> <p>(4)低圧ガス（25g/cm³以下）の供給用に限る。</p> <p>2 供給ガスに一酸化炭素を含んでいる場合の許可更新は平成19年1月30日付国道利第51号に準じて取扱うこと。</p> <p>3 経年ガス管（ねずみ鋳鉄管）の更新は、平成21年4月15日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室長事務連絡に準じて取扱うこと。</p>
-----	--

④地下電線類

許可の基準	<p>1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認める。</p> <p>2 歩車道の区別がある道路にあつては、原則として車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りではない。（施行令第10条の2第1項第2号イ）</p>
占用の場所	<p>1 歩車道の区別のない道路にあつては、極力路端寄りとする。</p> <p>2 舗装道路の占用許可は、道路舗装工事完了後、原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する。</p> <p>3 管の頂部と路面との距離は0.8m以上とする（施行令第10条の2第1項第2号ロ）。ただし、浅埋設通知適用の場合は、頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以下にしないこと。</p> <p>4 橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によること。</p>
その他基準	<p>1 管路の材質は、原則としてコンクリート、ヒューム管、鋼管、強化プラスチック管及び硬質ビニール管に限る。</p> <p>2 マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、路面と同一勾配とすること。</p>
占用期間	<p>1 電気事業法の適用を受けるもの及び第一種電気通信事業者がその事業の用供するものは10年</p> <p>2 その他のものは5年</p>

※硬質塩化ビニール管の埋設の深さ

事業名		車道	歩道
水道事業		1.2m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.6mである。）	0.8m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.5mである。）
下水道事業	本線 注	1.2m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは1.0mである。）	1.0m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さも1.0mである。）

	<p>本線以外</p> <p>1.2m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.6mである。）</p>	<p>0.8m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.5mである。）</p>
<p>電気事業</p>	<p>1.2m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.6mである。）</p>	<p>0.8m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.5mである。）</p>
<p>電気通信事業</p>	<p>1.2m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.6mである。）</p>	<p>0.8m以上確保すること。 （埋設通知を適用した場合の最低限の深さは0.5mである。）</p>

⑤石油管

許可の基準	<p>1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占有を認める。</p> <p>2 歩車道の区別がある道路にあっては、原則として車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りではない。（施行令第11条の3第1項第2号イ）</p>
占有の場所	<p>1 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上（トンネルの中を除く。）に設け、または橋に取り付けることができる。</p> <p>2 石油管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、原則として車両の荷重の影響の最も少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。（施行令第11条の5第1項第2号イ）</p> <p>3 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは以下に掲げるところによること。</p> <p>（1）市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあって当該防護構造物の頂部と路面との距離は1.5m以上、その他の場合にあっては導管の頂部と路面との距離は1.8m以上とすること。（施行令第11条の5第1項第2号ロ（1））</p> <p>（2）市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物により導管を防護する場合にあっては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は1.5m以上とすること。（施行令第11条の5第1項第2号ロ（2））</p> <p>4 石油管を道路の路面下以外の部分に埋設する場合においては、導管の頂部と地面との距離は1.2m（防護工又は防護構造物により導管を保護する場合にあっては、市街地においては0.9m、市街地以外の地域においては0.6m）以上とすること。（施行令第11条の5第1項第2号ハ）</p> <p>5 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は5m以上とすること。（施行令第11条の5第1項第3号ハ）</p> <p>6 橋又は高架道路に取り付ける場合においては、別に定める基準によること。</p>
その他基準	<p>「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和47年12月25日通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第2号）によること。</p>
占有期間	<p>1 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する石油管は10年</p> <p>2 その他の石油管については5年</p>

(3) 法第32条第1項第3号に掲げる施設

① 鉄道、軌道

許可の基準	1 道路に鉄道を交差する場合は、道路の占有許可手続きに替え、道路法第20条及び第31条の規定を適用するものとする。
権限等	1 軌道、踏切敷以外で道路敷を鉄道が使用する場合は、占有料の取扱いは、鉄道事業に供されるものであれば、相互補償の観点から免除とする。（「滋賀県道路占有料徴収条例の占有料の減免について」によること。） 2 以下の法を参照すること。 (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号） (2) 軌道法（大正10年法律第76号）

(4) 法第32条第1項第4号に掲げる施設

①アーケード

許可の基準	「アーケードの取扱いについて」（平成12年4月）によること。
占用期間	5年
その他	アーケードとは、日除け、雨除け又は雪除けのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。

②日よけ

許可の基準	原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に設けること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 自家用に限るものとする。 2 最下部と路面との距離は4.7m以上とする。ただし、歩道上においては、2.7m以上にすることができる。 3 路面上に1 m以上突き出してはならない。 4 構造、色彩等は、美観風致を十分考慮したものであること。 5 信号機、道路標識及び道路照明灯の効用を妨げるおそれのない場所であること。 6 道路の交差部、屈曲部、横断歩道部では視距を妨げる場所でないこと 7 広告物を添架しないこと。
占用期間	5年
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 占用料の額は、日よけの水平投影面積により計算する。 2 屋外広告物法関係法令の規定を併せて遵守すること。 3 占用物件の下の路上に商品・自転車等を置かないよう指導すること。 4 相当区間一体のものとして連続している日よけについてはアーケードに該当する。

(5) 法第32条第1項第5号に掲げる施設

①地下街（これと一体となる地下駐車場、地下歩道を含む）

基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 原則抑制方針とする。2 やむを得ず許可する場合は、「地下街に関する基本方針について」（昭和49年6月28日付け建設省都計発第60号、道政発第53号、住指発第554号）及び「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日付け建設省道政発第53号（昭和55年10月9日建設事務次官通達で一部改正））によること。
------	--

②地下駐車場

占用の基準	「駐車場設計・施工指針について」（平成4年6月10日建設省道企発第40号）第3編第1章から第3章および他関係法令等の基準によること。
占有期間	5年
その他	駐車場法第10条に定める路外駐車場として都市計画決定されたものだけに限り許可することができる。（昭和45年7月28日建設省愛道政発第10号）

③上空通路

占用の基準	「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号）及び「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成8年3月19日付け建設省道政発第44号）及び「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号）によること。
占用期間	5年
その他	道路管理上支障となるばかりでなく、防災、防犯、衛生その他の点で問題となる場合が多いので、厳に抑制することとし、円滑な交通の確保のため真にやむを得ないものである場合に限り許可することができる。

④横断歩道橋

<p>占用の場所</p>	<p>車両の交通が頻繁（おおむね10,000台以上）な道路の両側に同一目的の施設があり、かつ、路面と高低差があつて、地形上地下道の設置が困難な場合に限ること。</p>
<p>その他基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便に供すること。 2 横断歩道橋の取り付け部分は階段を設けない施設とし、連絡口は道路の区域外に設けて道路の効率増進を図ること。 3 主要部分の構造は鉄骨または鉄筋コンクリート造りとし、道路に支柱等を設けてはならない。 4 構造物の下端は路面から高さ5.5m以上とし、照明灯を設けて一般交通の危険を防止すること。 5 横断歩道橋は道路と直角に架設し、道路の部分に柵を設け、器物が道路に落下しないようにすること。
<p>占用期間</p>	<p>5年</p>
<p>その他</p>	<p>上記の事項のほか、「立体横断施設技術指針」（昭和54年1月（社）日本道路協会）によること。</p>

(6) 法第32条第1項第6号に掲げる施設

①露店等

許可の基準	道路管理上及び道路交通上支障となるので原則として認めないが、祭礼、縁日等の際し、社会の慣習上やむを得ないものであって、一時的なものに限り許可することができる。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては歩道上とすること。ただし、歩道残幅員が2.0m未満となる箇所では認めないこと。 2 歩道を有しない道路にあつては、6 m以上の車道幅員が確保できる区間でかつ祭礼等の期間中交通の規制又は制限の措置が行われ歩行者の安全が確保できる区間とすること。 3 その他交通の支障とならない場所とすること。
その他基準	設置に際して道路を損傷しないものであり、簡易に除去できる構造であること。
占用期間	必要最小限の期間に限る。

(7) 政令第7条第1号に掲げる物件

① 添加看板等

定義	電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物または物件に添加される看板(以下「添加看板」という)広告用の幕もしくは旗ざお、はり札、はり紙およびこれらに類するもの。
許可の基準	<u>道路区域外に余地がない場合のみ占有を認める。</u> 添加看板は1柱につき1個(市街地を形成している区域内の道路にあつては1柱につき取り付け1個、巻き付け1個とすることができる。)ただし、バス停留所標識への添加はバス停留所標識の表示面の数とすることができる。
その他基準	1 添加看板等(添加看板のうち巻付看板を除く)の最下部と路面との距離は4.7m以上とする。ただし、歩道上においては2.7m以上とすることができる。 2 原則として道路中央側に突き出してはならない。 3 電柱、街灯等の柱類に添加する添加看板等の大きさは縦1.5m以内、横0.8m以内とし、その表示面積は滋賀県屋外広告物条例に定める許可基準によるものとする。 4 電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路1側につき20m以上とする。 5 はり紙、ぬり広告等路上広作物または物件に直接貼付または塗装したものであってはならない。 6 被添加物件の占有者または所有者の承諾を受けたものであること。(申請書には承諾書を添付すること。)
占有期間	5年
その他	看板の添架されていない柱類については、本基準に適合するものであつても添架看板の占有は慎重に扱うこと。

②突出看板

定義	建物、へい、その他の道路区域外の工作物もしくは物件に添加されまたは道路区域外の土地に設置され道路区域内に突き出す看板
許可の基準	<u>道路区域外に余地がない場合のみ占用を認める。</u> 自家用広告物に限り、1 営業所または1 事業所もしくは1 作業所につき原則広告物2 個以内の占用を認めるものとする。
占有基準	1 看板の最下部と路面との距離は4.7m以上とする。ただし、歩道上においては、2.7m以上にすることができる。 2 路面上に1 m以上突き出してはならない。
占有期間	5年
その他	※自家用看板 沿道で営業または事業を行う者が自己の営業所(店舗を含む)または事業所もしくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標もしくは自ら販売もしくは制作する商品の名称または自己の営業もしくは事業の内容を表示するもの。

③立看板および旗ざお

許可の基準	道路交通上および、道路美観上からも支障があるので占用を極力抑制すべきで原則認めない。
その他の基準	<p>以下の場合に限り認めることができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国または地方公共団体が主催、共催および後援する催物に係る交通規制および交通誘導の周知のため、一時的に設けるもの。 2 交通規制および交通誘導の周知のため、国または地方公共団体並びにこれらに準ずる団体で、十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が一時的に設置するもの。 <p>※一時的とは2ヶ月以内であり、更新は一切認めない。</p>
占用の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地面に接する部分の位置は法敷側こう上または歩道の片側とする。 2 立看板の表示面は、道路センターラインと平行にし、おおむね垂直でなければならない。ただし、2m以上の歩道に設ける場合であつて、横0.5m以内の立看板については、この限りではない。 3 同一場所に2個以上設置しないものとする。ただし、2個をあわせて1個としたものは、この限りではない。 4 大きさは、幅0.9m、高さ18m以内とする。
占用期間	5年

④横断幕

許可の基準	<p>道路交通上および、道路美観上からも支障があるので占有を極力抑制すべきで、原則認めない。そして、占有希望者が公共機関であっても、その形態等は民間の場合と異ならないと思われることから、他への波及等も考慮して抑制する。</p> <p>ただし、公安委員会（警察）が交通安全運動の一環として行うものについては、適正な道路交通安全の確保に寄与するものであり、また、適正な管理が期待できることから、運動期間中に限って認めることができる。</p>
占有期間	必要最小限の期間に限る。

⑤アーチ（アーチ型看板）

許可の基準	<p><u>道路区域外に余地がない場合のみ占有を認める。</u></p> <p>道路交通上および、道路美観上からも支障があるので占有を極力抑制すべきで、原則認めない。</p> <p>ただし、祭礼、催物等のために一時的に設けるものに限り、認めることができる。</p>
その他の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員 9 m 未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないものは、この限りでない。 2 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5 m 以上とする。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5m 以上とすることができる。 3 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄りまたは歩道内の車道寄りに設けることができる。
占有期間	必要最小限の期間に限る。

⑥ 駐車場案内標

許可の基準	案内標の設置個所は原則として駐車場の各入口から100m程度の左側手前に1箇所のほか、各入口の至近距離の左側に1箇所とする。
占用期間	5年
その他	<ol style="list-style-type: none">1 この基準における駐車場とは、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、駐車のために供する面積が原則として500㎡以上のものとする。2 案内標の設置、管理については道路管理者および警察署長の指示に従うものとする。なお道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない事由により案内標を除却することが必要となったときは、設置者が無償で除却するものとする。3 案内標の設置については、上記事項のほか、「道路標識設置基準」（昭和62年1月（社）日本道路協会）によること。

⑦ 選挙運動用ポスター等

許可の基準	<p>道路交通上および、道路美観上からも支障があるので占有を極力抑制すべきで、原則認めない。</p> <p>その他の基準に掲げるやむを得ない場合以外は認めない。</p>
その他の基準	<p>1 各選挙管理委員会において設ける必要な施設および物件</p> <p>2 公職選挙法第14章の3の規定による政談演説会の開催のためにする立札および看板類を設けるもの。（ポスターは除く。）</p>
占有の場所	<p>信号機および道路標識等の効用を妨げ、交通の円滑安全に支障をきたすおそれのない場所であること</p>

(8) 令第7条第1項第2号に掲げる物件

① 建築作業用工作物（工事用板囲、足場、落下防止施設等）

許可の基準	道路の敷地以外に余地がなく真にやむを得ないものに限り一時的な占用を認める。
占用の場所	原則として、法敷または歩車道の区別がある道路の歩道上に設けること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none">1 有効幅員および建築限界を確保し、道路管理上支障のない箇所にする こと。2 看板を添加しないこと。ただし、法令の定め等により掲出する表示 および施行主、請負業者名等の表示はこの限りではない。3 必要に応じて安全表示施設を取り付けること。また、落下防止施設、 跨道構台等の下には、必要に応じて照明施設を設けること。
占有期間	必要最小限の期間に限る。

②工事用詰所

占用の場所	法敷に設けること。
その他基準	1 看板を添加しないこと。 2 詰所の出入口は、民有地側に設けること。
占有期間	必要最小限の期間に限る。

(9) 令第7条第1項第3号に掲げる物件

①材料（土石、材木、瓦その他の工事用材料）置場

許可の基準	<ol style="list-style-type: none">1 期間の長期化または材料の乱雑化により、道路管理上、衛生上及び美観上支障となる場合が多いので、占用を極力抑制すること。2 一時的なもので必ず撤去される見込があり道路管理上支障とならない場合に限り占用を認めるものとする。
占用の場所	<ol style="list-style-type: none">1 法敷に設けること。2 消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓、各種人孔等の使用に支障とならない場所であること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none">1 材料置場の大きさは、必要最小限とすること。2 材料の散乱等を防止する措置を講ずること。
占用期間	必要最小限の期間に限る。

(10) 令第7条第1項第7号に掲げる施設

①高架道路の路面下に設ける施設

占有の場所	<ol style="list-style-type: none">1 都市分断の防止または空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占有（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止または空地確保に資するものを除く。）でないこと。2 緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低30mごと、その他の地域にあつては約50mごとに横断場所を確保しておくこと。3 高架下の占有により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下または高架の道路の出入口付近の占有については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。
その他基準	<ol style="list-style-type: none">1 占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造または交通に支障を及ぼさないと認められる構造とする。2 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせをしておくこと。3 天井は、原則として、高架の道路の桁下から1.5m以上空けること。4 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5m以上空けること。5 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。6 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。7 高架下から車道等の飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。8 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
占有期間	占有の目的、占有の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。 2 高架下の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることないよう占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検 (2)高架の道路の落下物の有無の点検 (3)不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検 (4)路面および側溝における清掃、除草等の維持管理 (5)その他当該道路の管理上必要と認められる事項 3 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。 4 条件は、必要に応じ、一般的な条件のほか「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」に掲げる条件を附すこと。
------------	--

(11) 令第7条第1項第9号に掲げる物件

① 応急仮設住宅

占用の場所	道路区域に占用する場合には、車両または歩行者の通行の用に供する部分および路肩の部分を除いた部分であること。また、道路予定区域に占用する場合には、応急仮設住宅の占用期間内に道路事業に係る着手予定がないなど、将来の道路事業に支障のない場所であること。
その他基準	応急仮設住宅に居住する被災者の通行、車両の乗り入れ等が安全に行われるよう地方公共団体等と十分調整すること。
その他	<ol style="list-style-type: none">1 応急仮設住宅の占用主体は、国、地方公共団体または日本赤十字社となること。2 占用が認められる応急仮設住宅は、建築基準法第85条第1項に規定する特定行政庁が指定する区域内に地方公共団体等が災害救助のために建築するものであること。3 非常災害時における応急仮設住宅の占用許可に当たっては、被災地の状況に応じ迅速かつ柔軟に対応すること。応急仮設住宅の占用に伴う電気、ガス、通信、上下水等の占用についても同様であること。4 非常災害時における道路の通行機能、輸送機能等の妨げとならないようにするとともに、災害復旧等の道路事業の妨げとならないよう調整を図ること。